

答 申

1 審査会の結論

長崎県警察本部長が平成16年12月10日付けで行った「平成12年度及び平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類（捜査費支出伺及び捜査費支払精算書等）」の不開示決定及び部分開示決定により不開示とした部分のうち、別紙1に掲げる部分を不開示としたことは妥当であるが、それ以外の部分は開示すべきである。

なお、上記決定に対する不服申立てに係る諮問は、第50号から第54号までの5件であるが、これらの諮問を併合して審議を行い、一つの答申とした。

2 審査請求に至る経緯

(1)開示請求の内容

審査請求人は、平成16年11月29日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、長崎県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、次の 、 、 の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

平成12年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票（現金の出入がわかるもの）及び支出証拠書類
全て

平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票（現金の出入がわかるもの）及び支出証拠書類のうち捜査諸雑費に関するもの全て

平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票（現金の出入がわかるもの）及び支出証拠書類のうち捜査諸雑費を除くもの全て

(2)処分の内容

実施機関は、平成16年12月10日付けで、審査請求人に対し、次のとおり開示決定並びに(3)及び(4)に述べる理由を付して不開示決定及び部分開示決

定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を通知した。

(1)の については次のとおりである。

ア 「平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費現金出納簿」について部分開示決定を行った。

イ 「平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査費証拠書類（県費）のうち、表紙、捜査費総括表、返納決議書及び領収書」についてすべてを開示する決定を行った。

ウ 「平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費支出伺及び捜査費支払精算書（添付書類を含む。）」について不開示決定を行った。

(1)の については次のとおりである。

エ 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費現金出納簿」について部分開示決定を行った。

オ 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査費証拠書類（県費）の表紙」についてすべてを開示する決定を行った。

カ 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費総括表、返納決議書及び領収書」について部分開示決定を行った。

キ 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費（捜査諸雑費に限る）の執行に係る捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票（添付書類を含む。）」について不開示決定を行った。

(1)の については次のとおりである。

ク 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費現金出納簿」について部分開示決定を行った。

ケ 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査費証拠書類（県費）の表紙」についてすべてを開示する決定を行った。

コ 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費総括表、返納決議書及び領収書」について部分開示決定を行った。

サ 「平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費（捜査諸雑費を除く）の執行に係る捜査費支出伺及び捜査費支払精算書（添付書類を含む。）」について不開示決定を行った。

なお、カ、コについては、捜査諸雑費とそれ以外の捜査費を分けた会計処理を行っていないため、同一公文書に対する処分である。

(3)不開示決定の理由

(2)のウ、キ、サの開示決定の理由は次のとおりである。

条例第7条第3号該当

開示しない文書には、捜査費の個別執行に関する情報が記録されており、件数を含めこれらの情報を公にすることにより

- ・ 捜査の動向が明らかとなり、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者が逃亡、証拠隠滅や対抗措置を講じるおそれがある。
- ・ 協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者により危害が加えられるおそれがある。

など、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

条例第7条第1号該当

開示しない文書中の警察職員の氏名（慣行として公にしている職員を除く。）は、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、同号のただし書のいずれにも該当しない。また、同文書中の捜査協力者等の氏名も、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、同号のただし書のいずれにも該当しない。

(4)部分開示決定の理由

(2)のア、エ、クの部分開示決定の理由は次のとおりである。

(ア)条例第7条第3号該当

開示しない部分を明らかにすると、金額の変動状況と他の情報との比較・分析により、捜査の動向が推測され、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者が逃亡、証拠隠滅や対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(イ)条例第7条第1号該当

開示しない文書中の警察職員の氏名（慣行として公にしている職員を除く）は、特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、同号のただし書のいずれにも該当しない。

(2)の力、コの部分開示決定の理由は次のとおりである。

条例第7条第3号該当

開示しない部分を明らかにすると、金額の変動状況と他の情報との比較・分析により、捜査の動向が推測され、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者が逃亡、証拠隠滅や対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(5) 審査請求について

審査請求人は、本件処分のうち、(2)のウ、キ、サに係る不開示決定及び(2)の力、コに係る部分開示決定につき、処分を不服として、平成17年2月10日付けで、実施機関の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「2(2)のウ、キ、サに係る不開示決定、2(2)の力、コに係る部分開示決定を取り消し、すべての文書の開示を求める。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書、意見書によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 全面真っ黒であれば、理由など到底わからず、即時の取り消しを求める。

(2) 一律に不開示であるが、犯罪捜査等公共安全と秩序の維持等に支障が生ずるおそれがあるという抽象的理由だけでは足りず、おそれがあると認めることに相当な理由がある場合、すなわち、おそれがあることの客観的・具体的理由が相当程度存在するものでなければならない。摘要欄の内容も一切明らかにならなならず、個々の執行だけで犯罪捜査の内容が確認されることはあり得ないのであり、将来の捜査に支障があるとの主張に立脚した長崎県警察本部長の処分は極めて不当である。

(3) 捜査費総括表における受け入れ額及び支払額、返納額及び残額、追給額等の

個々が明らかになるだけで、犯罪捜査の内容が確認されることはあり得ないのであり、将来の捜査に支障があるとの主張に立脚した長崎県警察本部長の一律かつ安易な処分は、事実上捜査報償費に関する情報隠しの不当な行為であり、到底認められない。

- (4) 理由説明書の中でも、必要以上に不開示の範囲を広くする解釈運用を行っており、情報公開の精神に反するものである。捜査件数、捜査期間など個々の執行だけで犯罪捜査の内容が確認されることはあり得ない。
- (5) 公務員の職務執行に関する情報は、個人情報として保護される対象外であり、例外的に不開示とされる場合には、極めて限定されたものでなければならないことから、捜査費としての公金の支出に関する職員名の一律不開示は不当である。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張を理由説明書及び審査会における意見陳述により要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る公文書について

実施機関は、本件開示請求に対する公文書（以下「本件公文書」という。）として次の公文書を特定した。

平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費現金出納簿
平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査費証拠書類（県費）のうち、表紙、捜査費総括表、返納決議書及び領収書

平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費支出伺及び捜査費支払精算書（添付書類を含む。）

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費現金出納簿
平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査費証拠書類（県費）の表紙

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費総括表、返納決議書及び領収書

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類のうち、捜査費（捜査諸雑費に限る。）の執行に係る捜査費支出伺、捜査費

交付書兼支払精算書及び支払伝票（添付書類を含む。）

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費現金出納簿
平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の捜査費証拠書類（県費）
の表紙

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費証拠書類の
うち、捜査費（捜査諸雑費を除く。）の執行に係る捜査費支出伺及び捜査
費支払精算書（添付書類を含む。）

(2) 本件処分について

実施機関は、(1)の から のうち、 、 、 についてはすべて開示する決
定を、 、 、 については部分開示決定を、 、 、 については不開
示決定をそれぞれ行った。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、本件処分のうち、 に係る部分開示決定、 、 、 に係る
不開示決定につき、審査請求を行った。

(4) (1)の に係る部分開示決定について

部分開示した当該公文書は、平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課
の捜査費の執行過程状況を月別にまとめた捜査費総括表、返納決議書及び領収
書であり、その内容は、次のとおりである。

・捜査費総括表

取扱者の官職、氏名及び印影、本月受入額、本月支払額、差引返納額等

・返納決議書

作成年月日、返納額、返納年月日、取扱者・補助者の印影、出納簿登記済
欄の印影等

・領収書

返納額、領収年月日、取扱者の官職及び氏名、資金前渡職員の所属、氏名
及び印影等

このうち、不開示とした部分は、

・捜査費総括表

本月受入額、本月支払額、差引返納額

・返納決議書

- 返納額
- ・領収書
- 返納額

である。

これらの金額の部分の情報は、捜査費を必要とする取扱者（所属長）が捜査の進展状況や今後予想される事案を勘案して、各月分の所要額を策定し、現金交付を受け、更に取扱者（所属長）から個々の捜査員に交付され、個々の捜査員が捜査活動の過程で個別に執行しているもので、捜査活動に密接に関連した情報と認められ、当該所属における当該月の捜査活動の状況を反映し、数値的に表しているものである。

したがって、これらの情報を公にすることにより、被疑者等の事件関係者が、これらの額の変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び自らが知り得る情報と照合・分析することにより、捜査等の進展状況を推察して、逃走や証拠隠滅等を図るおそれ、又は、犯罪を企図する者が犯罪捜査の網をかいくぐって犯罪を敢行するおそれがあり、今後の犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、これらの公文書に記録された金額部分の情報は条例第7条第3号の犯罪捜査情報に該当する。

(5) (1)の 、 、 に係る不開示決定について

不開示とした当該公文書は、捜査費の支出及び精算の際に作成又は取得された捜査費支出伺、捜査費支払精算書（添付書類含む。）、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）であり、その内容は、次のとおりである。

- ・捜査費支出伺

作成年月日、交付年月日、交付金額、交付を受けた職員の官職・氏名、支出事由等

- ・捜査費支払精算書

作成年月日、支払年月日、支払をした職員の官職・氏名、支払金額、支払事由、捜査協力者氏名等

- ・捜査費交付書兼支払精算書

作成年月日、交付年月日、交付を受けた職員の官職・氏名、交付金額、支払金額等

- ・支払伝票

作成年月日、作成した職員の官職・氏名、支払年月日、支払金額、支払先、

支払事由、捜査協力者氏名等

・添付書類

支払の根拠となる領収書、レシート等（領収年月日、領収者（社）名、領収金額等）

条例第7条第3号該当性について

これらに記録された情報は、捜査費の個別執行に係る支出から精算に至る一連の手續に関する情報で、これを事件ごとに分析すれば、事件ごとのおおよその捜査体制、捜査手法、捜査方針が推察されるなど、各種の捜査情報が反映された情報ととらえることができ、公にすることになれば、被疑者等の事件関係者が、将来においてこれらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行し、あるいは対抗措置を講じるなどのおそれが生じる。

特に、捜査等が現に継続中である場合は、当該事件に係る種々の情報が明らかとなり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、あるいは更なる犯罪等を敢行するおそれがある。

また、現に捜査中の事件以外の個別執行情報についても、当該事件の捜査が終結しており、直ちに事件関係者が逃亡等を図るおそれは認められないが、個別執行情報と併せて過去の新聞報道等を収集し、分析することにより、事件が発生した場合の警察の捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況の分析が可能となる。個別執行情報に基づく捜査情報の分析が、どの程度可能であるかはケースバイケースと思われるが、被疑者等の事件関係者や犯罪敢行を企図する者がこれらの情報を入手し、捜査手法等に対応した新たな手法により犯罪を敢行し、あるいは対抗措置を講じるなど、警察の捜査に多大の支障を及ぼし公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、情報提供者等に関する情報が記録されているものがあり、これら情報提供者等の多くは、犯罪者をよく知る身近な者や犯罪者が属する組織の構成員等であることから、万が一警察に情報を漏らしたことが犯罪者やその組織の知るところとなると、報復等により当該情報提供者等やその家族に対して危害が加えられるおそれもある。犯罪捜査の情報提供者は、「協力者」としての存在自体を完全に秘匿することを条件として犯罪捜査に対する協力に応じているものであることから、仮に部分的であれ、情報提供者等に関する情報が開示されたことが情報提供者等の知るところとなれば、情報提供者等との信頼関係に支障を来し、以後の協力を受けること

ができなくなる。

以上の理由から、当該公文書に記録されている情報は条例第7条第3号の犯罪捜査情報に該当する。

条例第7条第1号該当性について

当該公文書に記録された情報のうち、警部又は同相当職以上の職員を除く警察職員の氏名、印影や情報提供者等の住所、氏名等については、条例第7条第1号の個人情報に該当する。

(6)部分開示の要否等について

条例第8条の部分開示は、一件の公文書に複数の情報が記録されている場合、一部の情報に、不開示情報があるときは、当該不開示情報とそれ以外の情報とを容易に区分でき、かつ、容易に除くことができる場合に部分開示しなければならないと規定していると解される。しかし、本件開示請求の場合のように、不開示情報に該当する捜査費の支出から精算に至る独立した一体的な情報を細分化して部分開示の対象とすべきということまで規定しているとは解されない。

この点については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第6条第1項に定める不開示情報に該当する文書の部分開示の要否について示した仙台地方検察庁の調査活動費の支払明細書等の不開示処分に係る「・・・不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その他の部分については不開示情報に該当する情報は記録されていないとして、これを開示することまでも義務付けているとはいえない。」との平成16年2月24日の仙台地方裁判所の判決もあり、例えば、個別執行情報に係る情報である「捜査費支出伺」に記録されている作成年月日、交付年月日、交付金額、交付を受けた職員の官職・氏名、支出事由等について、各部分を切り離して細分化した場合、それ自体、情報としての意味を失うものであり、全体として一体的なものとしてとらえるべきである。

さらに、これらの情報を公にすると、公文書の枚数により捜査費の執行件数が推測されるおそれがあり、その多さが捜査活動の活発さを示し、月ごとの枚数や執行件数の変動状況と事件発生や報道等の情報及び被疑者等事件関係者自ら知り得る情報と比較・分析することにより、捜査の進展状況を推察して、事件関係者が対抗措置を講じるおそれがあるほか、仮に部分的であれ情報提供者等に関する情報が開示されることとなれば、情報提供者等との信頼関係に支障を来すことから、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、犯罪

捜査情報に該当する。

以上のことから全体として不開示と判断する。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本件審査請求に係る処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が説明するように、4(1)の～のとおりであることが認められた。

(2) 本件処分について

本件処分は、実施機関が説明するように、4(2)のとおりであることが認められた。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の対象は、本件処分のうち、審査請求書の記載から、実施機関が説明するように、4(3)のとおりであり、これらの処分の対象となった公文書（以下「対象公文書」という。）と不開示とされた情報は次のとおりであることが認められた。

平成12年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費に係る「捜査費支出伺」、「捜査費支払精算書」及び「捜査費支払精算書に添付された領収書等」のすべて

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費（捜査諸雑費に限る）に係る「捜査費支出伺」、「捜査費交付書兼支払精算書」、「支払伝票」、「支払伝票に貼付された領収書」のすべて

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費（捜査諸雑費を除く）に係る「捜査費支出伺」、「支払精算書」、「支払精算書に添付された領収書等」のすべて

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費に係る「捜査費総括表」、「返納決議書」、「領収書」のうちの金額の部分

(4) 条例が定める不開示情報について

条例第7条第3号について

条例第7条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。これは、同条同号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断をすることが適当であり、このような規定とされている。

条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人情報であっても、開示するものと規定している。このうち、ただし書アで規定している「氏名が慣行として公にされている」職員の範囲は、実施機関においては警部又は同相当職以上の職員である。

(5) 本件審議方法について

対象公文書は、捜査費の執行に伴い作成された会計文書で、当該文書は様式化されており、各月につき同種類の情報が記録されていることから、本件審議に当たっては、対象公文書のうち、当該各課の平成12年度及び平成15年度の各9月分について重点的に審議を行った。

また、不開示決定について、実施機関が理由説明書及び意見陳述の中で述べた、「不開示情報が含まれる一個の文書について、各記載部分を切り離して細分化した場合、それ自体が情報としての意味を失うので、当該文書を全体として一体的なものにとらえるべきである。」との主張については、当審査会では、条例の趣旨が原則開示であることから、できるだけ開示するという立場にたち、

対象公文書における記載事項を容易に区分でき、かつ、有意な情報と認められる限り個別の情報ととらえ、その内容を検討して、それぞれの不開示情報の該当性について審議を行った。

さらに「公文書の枚数により捜査費の執行件数が推測され、ひいては捜査活動の活発さや捜査の進展状況が推測されるおそれがあり犯罪捜査情報に該当する。」との実施機関の説明についても、公文書の枚数から捜査費の執行件数が推測され、ある程度は捜査活動の活発さが推測されるとは考えられるが、捜査費の執行件数が推測されることで、犯罪捜査に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとまでは認められないとの判断の基に審議を行った。

(6) 捜査費の内容について

捜査費は、経費の性質上、特に緊急を要し、通常の出払手続を経ると捜査に支障を来し、又は秘密を要するために、通常の出払手続を経ることができない場合に使用できる経費であり、現金で管理することが認められており、その用途は、聞き込み、張り込み、追尾等に際し必要な諸経費及び捜査等に関する情報提供者との接触に要する経費等に充てることのできるもので、次の ① の捜査諸雑費と ② の一般捜査費に区分されている。

なお、警察において捜査諸雑費制度が導入されたのは平成 13 年度からである。

捜査諸雑費は、各捜査員の判断で執行される少額、多頻度の経費であり、その執行手続は、毎月初めに取扱者（所属長）が中間交付者である各所属の警部に所要額を概算交付後、中間交付者から各捜査員に月毎の所要額が概算交付され、執行の都度、各捜査員から中間交付者に報告されるとともに、翌月初めに中間交付者を通じて支払精算を行うものである。

一般捜査費は、執行の必要がある都度、取扱者（所属長）が交付額を決定し、捜査員に所要額を概算交付し、その都度支払精算を行うものである。

(7) 平成 12 年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費に係る「捜査費支出伺」、「捜査費支払精算書」及び「捜査費支払精算書に添付された領収書等」の不開示決定の妥当性について

捜査費支出伺

ア 公文書の内容

捜査費支出伺は、取扱者（所属長）が特定の捜査員に対して特定の事件を捜査するため必要な捜査費を交付する際に作成する文書であり、後に述べる「捜査費支払精算書」と連動した文書であると認められる。当該文書には、

- ・ 取扱者欄、次席・次長欄及び出納簿登記欄の印影
- ・ 作成年月日
- ・ 支出予定金額
- ・ 交付先捜査員の官職及び氏名
- ・ 内訳欄（交付先捜査員の官職及び氏名、支出予定金額、支出の事由）
- ・ 領収書欄（領収年月日、領収の印影）

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

a 取扱者欄、次席・次長欄及び出納簿登記欄の印影について

取扱者欄、次席・次長欄及び出納簿登記欄の印影については、警部以上の警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められ、公にすることにより、実施機関が公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

また、これらの印影は、特定の個人を識別することができる情報であり、同条第1号本文に該当する。しかし、実施機関においては、警部又は同相当職以上の職員の氏名は公にする慣行があることから、同条同号ただし書に該当する。

したがって、取扱者欄等の印影については、開示すべきである。

b 年月日について

作成年月日及び領収書欄の領収年月日の「日」については、個別の捜査費の執行日と一致するか、又は近接するものであり、公にすることにより、特定の所属における特定の日の捜査費の執行状況が推測され、ひいては捜査協力者が特定されるおそれがあり、秘匿することを前提に捜査協力を得ている以上、捜査協力者による以後の犯罪捜査への協力が得られなくなるなど、実施機関が犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があると認められるので、条例第7条第3号に該当する。

しかし、「年」については、本件開示請求が会計年度を特定しての請求であり、それに対応した公文書であることから、既に情報として公にされており、また「月」についても、その情報が公にされても、特定の所属における月ごとの支出額が分かるのみであり、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

したがって、作成年月日及び領収年月日の「日」について不開示としたことは妥当であるが、「年」及び「月」は開示すべきである。

c 支出予定金額について

支出予定金額及び内訳欄の支出予定金額は、執行の見込みを示すものではあるが、特定の具体的な事件が推測される部分が不開示とされれば、その余については、公にすることにより、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、支出予定金額については、開示すべきである。

d 交付先捜査員の官職、氏名及び印影について

交付先捜査員の官職及び氏名、内訳欄の交付先捜査員の官職及び氏名、領収書欄の領収印の「印影」については、特定の事件を捜査している捜査員の氏名等であり、公にされれば、他の情報と照合することにより特定の具体的な事件が推測され、ひいては、捜査協力者が特定されるおそれがあり、秘匿することを前提に捜査協力を得ている以上、捜査協力者による今後の犯罪捜査への協力が得られなくなるなど、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるととも、捜査員や捜査協力者が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受け生命等に危険が及ぶおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるので、条例第7条第3号に該当する。

さらに、氏名や印影については、特定の個人を識別することができる情報であり、同条第1号本文に該当し、また、実施機関において捜査員の氏名を公にする慣行はなく、同条同号ただし書に該当しない。

これらのことから、交付先捜査員の官職及び氏名、領収書欄の印影について不開示としたことは妥当である。

e 支出の事由について

内訳欄に記載された支出の事由については、事件に関係のある地名な

どの記載内容から、特定の具体的な事件が推測される場合は、公にされれば、他の情報と照合することにより捜査協力者が特定されるおそれがあり、秘匿することを前提に捜査協力を得ている以上、捜査協力者による今後の犯罪捜査への協力が得られなくなるなど、実施機関が犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、内訳欄に記載された支出の事由のうち、その記載内容から特定の具体的な事件が推測される場合については、条例第7条第3号に該当し、不開示としたことは妥当であるが、それ以外の特定の事件が推測されない場合は、同条同号に該当しないので、開示すべきである。

f 当該文書に記載されたその他の情報については、条例第7条第3号及び同条第1号本文に該当しないので、開示すべきである。

捜査費支払精算書

ア 公文書の内容

捜査費支払精算書は、捜査員が取扱者（所属長）に自らが執行した捜査費の精算をするために提出する文書であり、当該文書には、

- ・ 作成年月日
- ・ 支払精算のあて名
- ・ 捜査員の官職、氏名及び印影
- ・ 受領年月日
- ・ 精算内訳欄（既受領額、支払額、差引過不足額）
- ・ 支払額内訳欄（支払年月日、支払金額（合計額）、債主名、支払事由、備考）
- ・ 取扱者欄、次席・次長欄及び出納簿登記欄の印影
- ・ 返納・不足の別、返納・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別
- ・ 返納（領収）年月日
- ・ 領収印の印影、確認書欄の所属、官職、氏名及び印影

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

a 年月日について

作成年月日、受領年月日及び返納（領収）年月日のうち、前述の イ b

と同様の理由により、「日」について不開示としたことは妥当であるが、「年」及び「月」は開示すべきである。

b 捜査員の官職、氏名及び印影について

捜査員の官職、氏名及び印影並びに領収印の印影については、特定の事件を捜査している捜査員の氏名等であり、前述のイ d と同様の理由により、不開示としたことは妥当である。

c 精算内訳欄について

精算内訳欄のうち、既受領額の金額については、前述のイ c と一致するものと認められることから、前述と同様の理由により、開示すべきである。

しかし、支払額及び差引過不足額の金額については、捜査員が個別事件の捜査で支払った捜査費の合計額及び差引過不足額が記載されており、公にされれば、これらの金額により、情報提供謝礼の支払の有無が推測され、秘匿することを前提として捜査協力を得ている以上、協力者による今後の犯罪捜査への協力が得られなくなるなど、実施機関が犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があると認められ、条例第 7 条第 3 号に該当するので、不開示としたことは妥当である。

d 支払額内訳欄について

支払額内訳欄には、捜査員が個別事件で捜査費を支払った年月日、金額、支払事由などの具体的な捜査費支出の内容が記載されており、これらの情報の一部でも公にされれば、捜査協力者が特定されるおそれがあり、秘匿することを前提として捜査協力を得ている以上、捜査協力者から今後の犯罪捜査への協力が得られなくなり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとともに、捜査協力者が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受け生命等に危険が及ぶおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるので、これらの情報は条例第 7 条第 3 号に該当する。

また、債主名に記載されている捜査協力者の住所及び氏名については、特定の個人を識別することができる情報であり、同条第 1 号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

これらのことから、支払額内訳欄のうち項目名を除く各欄のすべてを不開示としたことは妥当である。

e 取扱者欄、次席・次長欄及び出納簿登記欄の印影について

取扱者欄、次席・次長欄及び出納簿登記欄の印影については、警部以上の警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められ、前述の イ a と同様の理由により、開示すべきである。

f 当該文書に記載されたその他の情報は、条例第7条第3号及び同条第1号本文に該当しないもの、または同条第3号に該当せず同条第1号本文及びただし書に該当するものであるので、開示すべきである。

捜査費支払精算書に添付された領収書等

ア 公文書の内容

捜査費支払精算書に添付された領収書等は、捜査費の個別の執行過程において作成、取得された文書であり、個々の支払事実を証明するために精算書類に添付されるものである。当該文書には、

- ・ 個々の支払の領収年月日
- ・ 領収金額
- ・ 発行者の住所、氏名及び印影

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

捜査費支払精算書に添付された領収書等は、いずれも全体が個別の捜査活動に関する情報であり、情報提供者等の捜査協力者の住所及び氏名等、捜査協力者と接触した場所や日時、受領金額等を把握又は推測することができる情報である。よって、これらの情報の一部でも公にされれば、捜査協力者が特定されるおそれがあり、秘匿することを前提に捜査協力を得ている以上、捜査協力者による今後の犯罪捜査への協力が得られなくなり、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるとともに、捜査協力者が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受け生命等に危険が及ぶおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるので、これらに記載された情報は、条例第7条第3号に該当する。

さらに、これらの文書に記載されている捜査協力者の住所・氏名については、特定の個人を識別することができる情報であり、同条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

以上のことから、捜査費支払精算書に添付された領収書等は、その様式

も含めて、すべてを不開示としたことは妥当である。

- (8) 平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費（捜査諸雑費に限る。）に係る「捜査費支出伺」、「捜査費交付書兼支払精算書」、「支払伝票」、「支払伝票に貼付された領収書等」の不開示決定の妥当性について

捜査費支出伺

ア 公文書の内容

捜査費支出伺は、毎月月初めに中間交付者である警部が取扱者（所属長）から必要人数分の捜査諸雑費を受け取る際に作成する文書であり、後で述べる「捜査費交付書兼支払精算書」及び「支払伝票」と連動した文書であると認められる。当該文書には、

- ・ 取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影
- ・ 作成年月日
- ・ 支出予定金額
- ・ 所属課名
- ・ 交付先警察職員の官職及び氏名
- ・ 内訳欄（交付先警察職員の官職及び氏名、支出予定金額（合計額）、支出事由・交付年月日）

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

a 取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影について

取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影については、警部以上の警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められ、前述の(7)のイ a と同様の理由により、開示すべきである。

b 作成年月日について

捜査費支出伺は、一般的に、毎月月初めに作成されるものであり、特定の具体的な事件が推測されるような情報ではなく、公にすることにより、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、作成年月日については、開示すべきである。

c 支出予定金額、支出事由、交付年月日について

支出予定金額及び内訳欄の支出予定金額（合計額）、支出事由、交付年月日については、月初めに中間交付者である警部に一括して捜査諸雑費として交付されたことを示すものであり、特定の具体的な事件が推測されるような情報ではなく、公にすることにより、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、支出予定金額等については開示すべきである。

d 交付先警察職員の官職及び氏名について

交付先警察職員は、捜査諸雑費の中間交付者である警部であり、捜査諸雑費を執行する捜査員ではないことから、その官職及び氏名が公にされても、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとは認められないので、条例第7条第3号に該当しない。

また、これらの警察職員の官職・氏名については、特定の個人を識別することができる情報であり、同条第1号本文に該当するが、実施機関においては警部の氏名は公にする慣行があることから、同条同号ただし書に該当する。

したがって、警察職員の官職及び氏名については、開示すべきである。

e 当該文書に記載されたその他の情報についても、条例第7条第3号及び同条第1号本文に該当しないので、開示すべきである。

捜査費交付書兼支払精算書

ア 公文書の内容

捜査費交付書兼支払精算書は、取扱者（所属長）が中間交付者を介し捜査員に月ごとの捜査諸雑費を交付し、中間交付者がその精算を行う際に作成する文書である。当該文書には、

- ・ 取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影
- ・ 作成年月日
- ・ 支払精算のあて名
- ・ 交付先警察職員の官職、氏名及び印影
- ・ 捜査費の受領年月日
- ・ 精算内訳欄（既受領額、交付額、支払額、返納額）
- ・ 内訳欄（交付年月日、交付先捜査員の官職及び氏名、交付額（合計額）

支払額（合計額）、返納額（合計額）、確認印の印影）などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

a 取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影について

取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影については、警部以上の警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められ、前述の(7)の イ a と同様の理由により、開示すべきである。

b 作成年月日について

捜査費交付書兼支払精算書は、一般的に、捜査諸雑費を交付した月の翌月初めに作成されるものであり、前述の イ b と同様の理由により、開示すべきである。

c 交付先警察職員の官職、氏名及び印影について

交付先警察職員は、捜査諸雑費の中間交付者である警部であり、捜査諸雑費を執行する捜査員ではないことから、この警察職員の官職、氏名及び印影は、前述の イ d と同様の理由により、開示すべきである。

d 捜査費の受領年月日について

捜査費の受領年月日については、月初めに中間交付者である警察職員に一括して捜査諸雑費として交付されたことを示すものであり、特定の具体的な事件が推測されるような情報ではなく、公にすることにより、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、捜査費の受領年月日については開示すべきである。

e 精算内訳欄の既受領額、交付額、支払額、返納額について

精算内訳欄の既受領額、交付額、支払額、返納額の各金額については、月ごとに中間交付者が捜査諸雑費を受領した額、個別の捜査員に交付した額の合計、実際に個別の捜査員が支払った額の合計及び返納額の合計が記載されており、特定の月における特定の所属の捜査諸雑費の総額の支払状況が分かるのみであり、公にすることにより、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、精算内訳欄の既受領額等については、開示すべきである。

f 内訳欄の交付先捜査員の官職及び氏名について

内訳欄の交付先捜査員の官職及び氏名、確認印の印影については、特定の事件を捜査している捜査員の氏名等であり、前述の(7)のイdと同様の理由により、不開示としたことは妥当である。

g 内訳欄の交付年月日、交付額（合計額）・支払額（合計額）・返納額（合計額）について

内訳欄の交付年月日、交付額（合計額）・支払額（合計額）・返納額（合計額）については、個別の捜査員に交付した捜査諸雑費に係る、交付年月日、交付額、支払額、返納額に係る情報であり、特定の月における個別の捜査員の捜査諸雑費の支払状況や月初めに中間交付者が捜査員に交付したことが分かる情報であり、特定の具体的な事件が推測されるものではなく、公にすることにより、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、内訳欄の交付年月日や交付額（合計額）等については、開示すべきである。

h 当該文書に記載されたその他の情報は、条例第7条第3号及び同条第1号本文に該当しないもの、または同条第3号に該当せず同条第1号本文及びただし書に該当するものであるので、開示すべきである。

支払伝票

ア 公文書の内容

支払伝票は、個々の捜査員が捜査諸雑費を執行するごとに、その個別の執行内容を明らかにして精算を行うために作成する文書であり、捜査費交付書兼支払精算書に添付されている文書である。当該文書には、

- ・作成年月日
- ・捜査員の官職、氏名及び印影
- ・支払内訳欄（支払年月日、金額（合計額）、支払先、支払事由）

などが記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

a 作成年月日について

作成年月日のうち、前述の(7)の イ b と同様の理由により、「日」について不開示としたことは妥当であるが、「年」及び「月」は開示すべきである。

b 捜査員の官職、氏名及び印影について

捜査員の官職、氏名及び印影については、特定の事件を捜査している捜査員の氏名等であり、前述の(7)の イ d と同様の理由により、不開示としたことは妥当である。

c 支払内訳欄について

支払内訳欄は、捜査員が個別事件の捜査で支払った捜査諸雑費の内訳が記載されており、前述の(7)の イ d と同様の理由により、支払内訳欄のうち項目名を除く各欄のすべてを不開示としたことは妥当である。

d 当該文書に記載されたその他の情報については、条例第7条第3号及び同条第1号本文に該当しないので、開示すべきである。

支払伝票に貼付された領収書等

ア 公文書の内容

支払伝票に貼付された領収書等は、捜査諸雑費の個別の執行過程において取得された文書であり、個々の支払事実を証明するために精算書類に貼付されるものである。当該文書には、

- ・ 個々の支払の領収年月日
- ・ 領収金額
- ・ 発行者の住所、氏名及び印影

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

支払伝票に貼付された領収書等は、いずれも全体が個別の捜査活動に関する情報であり、前述の(7)の イ と同様の理由により、その様式も含めて、すべてを不開示としたことは妥当である。

(9) 平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費（捜査諸雑費を除く。）に係る「捜査費支出伺」、「支払精算書」、「支払精算書に添付された領収書等」の不開示決定の妥当性について

捜査費支出伺

ア 公文書の内容

捜査費支出伺は、取扱者（所属長）が特定の捜査員に対して特定の事件を捜査する際に必要な捜査費（捜査諸雑費を除く。）を交付する際に作成する文書であり、後に述べる「支払精算書」と連動した文書であると認められる。当該文書には、

- ・ 取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影
- ・ 作成年月日
- ・ 支出予定金額
- ・ 所属課名
- ・ 交付先捜査員の官職及び氏名
- ・ 内訳欄（交付先捜査員の官職及び氏名、支出予定金額（合計額）、支出事由、交付年月日）

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

a 取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影について

取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影については、警部以上の警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められ、前述の(7)の イ a と同様の理由により、開示すべきである。

b 年月日について

作成年月日及び内訳欄の交付年月日のうち、前述の(7)の イ b と同様の理由により、「日」について不開示としたことは妥当であるが、「年」及び「月」は開示すべきである。

c 支出予定金額について

支出予定金額及び支出内訳欄の支出予定金額（合計額）は、特定の事件を捜査する際に必要な捜査費の執行の見込みを示すものではあるが、特定の具体的な事件が推測される部分が不開示とされれば、公にすることにより、実施機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、支出予定金額については、開示すべきである。

d 交付先捜査員の官職及び氏名について

交付先捜査員の官職及び氏名、内訳欄の交付先捜査員の官職及び氏名

については、特定の事件を捜査している捜査員の氏名等であり、前述の(7)のイdと同様の理由により、不開示としたことは妥当である。

e 支出事由について

内訳欄に記載された支出事由については、前述の(7)のイeと同様の理由により、その記載内容から特定の具体的な事件が推測されるような場合は不開示としたことが妥当であるが、それ以外の場合は開示すべきである。

f 当該文書に記載されたその他の情報は、条例第7条第3号及び同条第1号本文に該当しないので、開示すべきである。

支払精算書

ア 公文書の内容

支払精算書は、捜査員が取扱者(所属長)に自らが執行した捜査費の精算をするために提出する文書であり、当該文書には、

- ・作成年月日
- ・支払精算のあて名
- ・捜査員の官職、氏名及び印影
- ・受領年月日
- ・精算内訳欄(既受領額、支払額、差引過不足額)
- ・支払額内訳欄(支払年月日、支払事由、支払金額(合計額))
- ・取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影
- ・返納・不足の別、返納・支出の別、返納額・不足額の別、返納・領収の別
- ・返納(領収)年月日
- ・領収印欄の印影、確認書欄の所属、官職、氏名及び印影

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

a 年月日について

作成年月日、受領年月日及び返納(領収)年月日のうち、前述の(7)のイbと同様の理由により、「日」について不開示としたことは妥当であるが、「年」及び「月」は開示すべきである。

b 捜査員の官職、氏名及び印影について

捜査員の官職、氏名及び印影並びに領収印欄の印影については、特定

の事件を捜査している捜査員の氏名等であり、前述の(7)のイdと同様の理由により、不開示としたことは妥当である。

c 精算内訳欄について

精算内訳欄のうち、既受領額の金額は、前述のイcと一致するものと認められることから、前述と同様の理由により、開示すべきである。

しかし、支払額及び差引過不足額の「金額」については、前述の(7)のイcと同様の理由により、不開示としたことは妥当である。

d 支払額内訳欄について

支払額内訳欄は、捜査員が個別事件の捜査で支払った捜査費の支払額の具体的な内訳が記載されており、前述の(7)のイdと同様の理由により、項目名を除く支払額内訳欄に記載された情報についてすべてを不開示としたことは妥当である。

e 取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影について

取扱者欄、補助者欄及び出納簿登記欄の印影については、警部以上の警察職員が、一般的な会計処理の決裁あるいは確認をするために押印しているものと認められ、前述の(7)のイaと同様の理由により、開示すべきである。

f 当該文書に記載されたその他の情報については、条例第7条第3号及び同条第1号本文に該当しないもの、または同条第3号に該当せず同条第1号本文及びただし書に該当するものであるので、開示すべきである。

支払精算書に添付された領収書等

ア 公文書の内容

支払精算書に添付された領収書等は、捜査費の個別の執行過程において作成、取得された文書であり、個々の支払事実を証明するために精算書類に添付されるものである。当該文書には、

- ・個々の支払の領収年月日
- ・領収金額
- ・発行者の住所、氏名及び印影

などの情報が記載されており、実施機関は、当該文書のすべてを不開示としている。

イ 不開示決定の妥当性について

支払精算書に添付された領収書等は、いずれも全体が個別の捜査活動に関する情報であり、前述の(7)のイと同様の理由により、その様式も含め

て、すべてを不開示としたことは妥当である。

(10) 平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費に係る「捜査費総括表」、「返納決議書」、「領収書」の部分開示決定の妥当性について

捜査費総括表について

ア 公文書の内容

捜査費総括表は、各月ごとに、当該課の捜査費の受入と支出を総括して記載しているもので、

- ・取扱者の所属、官職、氏名及び印影
- ・本月受入額、本月支払額、差引返納額

などが記載されており、実施機関は、このうち、

- ・本月受入額、本月支払額、差引返納額

を不開示としている。

イ 部分開示決定の妥当性について

本月受入額、本月支払額、差引返納額については、当該月における当該課の捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるが、公にすることにより、実施機関が主張するような、「その変動状況から、特定の事件の捜査の状況が推察され、事件関係者が逃亡、証拠隠滅や対抗措置を講じるおそれがある。」と認めることにつき、相当の理由があるとまでは認められず、条例第7条第3号に該当しない。

したがって、本月受入額等は、開示すべきである。

返納決議書、領収書について

ア 公文書の内容

返納決議書、領収書は、各月ごとに、当該課の捜査費に残金がある場合に、取扱者（所属長）が会計課資金前渡職員に対して残金を返納し、その領収を証する文書であり、返納決議書には、

- ・取扱者欄、補助者欄の印影
- ・作成年月日
- ・返納額
- ・返納年月日
- ・出納簿登記済欄の印影

などが記載されており、実施機関は、このうち、返納額を不開示としている。

また、領収書には、

- ・ 返納額
- ・ 領収年月日
- ・ 取扱者、領収者の官職、氏名及び印影

などが記載されており、実施機関は、このうち、返納額を不開示としている。

イ 部分開示決定の妥当性について

返納決議書と領収書の返納額については、前述の イと同様の理由により、開示すべきである。

以上のことから、上記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別記のとおりである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成 17 年 2 月 24 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 17 年 4 月 12 日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成 17 年 5 月 9 日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成 17 年 9 月 26 日	・ 審査会（審査）、実施機関意見陳述実施
平成 17 年 10 月 21 日	・ 審査会（審査）、実施機関意見陳述実施
平成 17 年 10 月 31 日	・ 審査会（審査）
平成 17 年 12 月 19 日	・ 審査会（審査）
平成 18 年 1 月 13 日	・ 審査会（審査）
平成 18 年 2 月 6 日	・ 審査会（審査）
平成 18 年 2 月 23 日	・ 審査会（審査）
平成 18 年 3 月 15 日	・ 審査会（審査）
平成 18 年 8 月 30 日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授	会長
伊 佐 智 子	長崎純心大学人文学部現代福祉学科 講師	
梅 本 國 和	弁護士	会長職務代理者
高 橋 千ヨノ	長崎県新生活運動協議会主幹	
峠 憲 治	長崎新聞社情報メディア室長兼論説 委員	

(1) 平成 12 年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費に係る捜査費支出伺、捜査費支払精算書及び捜査費支払精算書に添付された領収書等

ア 捜査費支出伺

- ・作成年月日の「日」
作成年月日の「年」と「月」は開示すべき。
以下の「作成年月日」「領収年月日」、「受領年月日」、「返納（領収）年月日」、「交付年月日」の場合も同様。
- ・交付先捜査員の官職及び氏名
- ・内訳欄（交付先捜査員の官職及び氏名、支出の事由（特定の具体的な事件が推測される場合に限る。））
- ・領収書欄（領収年月日の「日」、領収印の印影）

イ 捜査費支払精算書

- ・作成年月日の「日」
- ・捜査員の官職、氏名及び印影
- ・受領年月日の「日」
- ・精算内訳欄（支払額、差引過不足額）
- ・支払額内訳欄のうち項目名を除く各欄のすべて
- ・返納（領収）年月日の「日」
- ・領収印の印影

ウ 捜査費支払精算書に添付された領収書等のすべて

(2) 平成 15 年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費（捜査諸雑費に限る。）に係る捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び支払伝票に貼付された領収書等

ア 捜査費交付書兼支払精算書

- ・内訳欄（交付先捜査員の官職及び氏名、確認印の印影）

イ 支払伝票

- ・作成年月日の「日」
- ・捜査員の官職、氏名及び印影
- ・支払内訳欄のうち、項目名を除く各欄のすべて

ウ 支払伝票に貼付された領収書等のすべて

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費（捜査諸雑費に限る。）に係る捜査費支出伺については、不開示とすべき部分はない。

(3) 平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費（捜査諸雑費を除く。）に係る捜査費支出伺、支払精算書、支払精算書に添付された領収書等

ア 捜査費支出伺

- ・作成年月日の「日」
- ・交付先捜査員の官職及び氏名
- ・内訳欄（交付先捜査員の官職及び氏名、支出の事由（特定の具体的な事件が推測される場合に限る。）、交付年月日の「日」）

イ 支払精算書

- ・作成年月日の「日」
- ・捜査員の官職、氏名及び印影
- ・受領年月日の「日」
- ・精算内訳欄（支払額、差引過不足額）
- ・支払額内訳欄のうち、項目名を除く各欄のすべて
- ・返納（領収）年月日の「日」
- ・領収印の印影

ウ 支払精算書に添付された領収書等のすべて

平成15年度の警察本部少年課及び交通指導課の県費捜査費に係る捜査費総括表、返納決議書及び領収書については、不開示とすべき部分はない。